

このウズベキスタン共和国法「一人企業について」(一人企業法)和訳(仮訳)は、松嶋希会弁護士(元 JICA 長期派遣専門家)及び国際協力機構(JICA)の様々な研修等でコーディネータ及び通訳等で御活躍されている岡林直子氏の御協力をいただいた上で、法務総合研究所国際協力部の責任において作成・編集をしたものです。

2008年9月 法務総合研究所国際協力部

**ウズベキスタン共和国法**  
**「一人企業について」(仮訳)**  
**(2003年12月11日制定・最終改正2007年12月28日)**

(目次)

**第1章 総則**

- 第1条 本法の目的
- 第2条 一人企業に関する法制
- 第3条 一人企業
- 第4条 一人企業の社名
- 第5条 一人企業の銀行口座
- 第6条 一人企業の社印
- 第7条 一人企業のスタンプ及び社用箋

**第2章 一人企業の設立及び国家登記**

- 第8条 一人企業の設立手続
- 第9条 他の法人の設立・一人企業の駐在員事務所及び支店
- 第10条 一人企業の定款
- 第11条 一人企業の国家登記
- 第12条 一人企業の定款資本
- 第13条 一人企業の定款資本の増額及び減額

**第3章 一人企業の経営管理**

- 第14条 一人企業の個人による経営管理
- 第15条 一人企業の所有者の権利と義務
- 第16条 一人企業の一時的な経営管理
- 第17条 所有者の一人企業管理者が義務を遂行できない状態

**第4章 一人企業における労働関係**

- 第18条 一人企業の雇用者と被雇用者との相互関係
- 第19条 一人企業における労働賃金
- 第20条 一人企業の被雇用者の社会的保護

**第5章 一人企業の活動の自由の保障**

- 第21条 一人企業の財産の国有化及び収用の非許容性
- 第22条 一人企業の活動の自由
- 第23条 一人企業に対する優遇、優先権及び保障
- 第24条 一人企業課税の特則
- 第25条 一人企業の活動の検査の制限

**第6章 雑則**

- 第26条 一人企業の統合
- 第27条 一人企業の譲渡
- 第28条 一人企業の組織変更及び清算
- 第29条 紛争の解決
- 第30条 一人企業法令違反の責任

## 第1章 総則

### 第1条 本法の目的

本法の目的は、一人企業の設定、業務、組織変更及び清算の分野における諸関係を調整することにある。

### 第2条 一人企業に関する法制

一人企業に関する法制は、本法及びその他の法令からなる。

### 第3条 一人企業

- 1 一人企業とは、一人の自然人所有者により設立され、経営される営利団体である。一人企業は、企業活動主体の組織的及び法的形態である。
- 2 一人企業は、独立した財産を所有し、企業の名義により財産権及び属人的な非財産権を取得し、その権利を行使し、義務を負い、裁判において原告又は被告となることができる。
- 3 一人企業は、自己の負債に対して、自己に属する全財産により責任を負う。
- 4 一人企業の所有者は、当該企業の財産が不足した場合、法令の定めにより、当該企業の負債に対して、自己に属する全財産により補充責任を負う。

### 第4条 一人企業の社名

一人企業は、完全な社名を持たなければならない、その略称を持つことができる。一人企業の完全な社名は、その完全な名称及び言葉"xususiy korxon"を含まなければならない。一人企業の社名の略称は、その名称の略称及び言葉"xususiy korxon"又はその略語"XK"を含まなければならない。

### 第5条 一人企業の銀行口座

一人企業は、ウズベキスタン共和国領土内及び国外に、法令の定めにより、銀行口座を開設する。

### 第6条 一人企業の社印

一人企業は、完全な社名及び一人企業の所在地の記載を含む国語の社印を持たなければならない。社印には、同時に、他言語による社名を示すことができる。

### 第7条 一人企業のスタンプ及び社用箋

一人企業は、その社名入りのスタンプ、社用箋、シンボルマーク、所定の手続により登録された商標及びその他の視覚的な個別化手段を有する権利を有する。

## 第2章 一人企業の設定及び国家登記

### 第8条 一人企業の設定手続

- 1 一人企業は、財産を当該企業に出資し、その定款を承認する所有者により設立される。
- 2 一人企業は、定款に別段の定めのない限り、期限の定めなしに設立が行われる。

### 第9条 他の法人の設定・一人企業の駐在員事務所及び支店

一人企業は、発起人又はその他の形により他の法人の定款資本に参加し、法令の定める手続により、駐在員事務所を設置し、支店を設置することができる。

## 第10条 一人企業の定款

- 1 一人企業の定款は、当該企業の設立書類となる。一人企業の定款は、以下の事項を含まなければならない。
  - (1) 社名
  - (2) 所在地及び郵便住所
  - (3) 主な活動内容の一覧
  - (4) 所有者の氏名、父称及び居住地
  - (5) 定款資本額
- 2 一人企業の定款には、法令に反しない限り、その他の事項を含めることができる。

## 第11条 一人企業の国家登記

- 1 一人企業は、その国家登記の時点から、法人の地位を取得する。
- 2 一人企業の国家登記は、法令の定める手続に基づき行われる。

## 第12条 一人企業の定款資本

- 1 一人企業の定款資本は、分割することができず、その所有者により定められる。
- 2 一人企業の定款資本への出資は、金銭、有価証券、その他の財産又は財産権若しくは金銭評価を有するその他の譲渡可能な権利により行うことができる。
- 3 所有者は、一人企業の定款資本に出資する財産を、自身で評価する。
- 4 一人企業の定款資本を形成するに際し、所有者が当該企業にその家族の構成員が共同して所有権を有している（共有又は総有の）財産を出資する場合は、当該財産の所有者全員についての公証された合意を得なければならない。

## 第13条 一人企業の定款資本の増額及び減額

- 1 一人企業の定款資本の増額及び減額は、所有者の決定により、一人企業の定款の変更を行うことにより行われる。
- 2 一人企業は、第2年度末及びそれに続く年度末の純資産額がその定款資本より少ない場合、その純資産額を超えない額までその定款資本を減額しなければならない。
- 3 一人企業の純資産額は、法令の定める手続に基づき定められる。

## 第3章 一人企業の経営

### 第14条 一人企業の単独経営

一人企業の所有者は、代表者として単独で企業を経営し、委任状なしで企業の名において活動し、その利益を代表し、一人企業の資金及びその他の財産を処分し、労働契約を含む契約を締結し、委任権を与え、銀行に口座を開設し、職員を承認し、企業の全ての被雇用者に命令を出し、指示を与える。

### 第15条 一人企業の所有者の権利と義務

- 1 一人企業の所有者は、以下の権利を有する。
  - (1) 法令に定められた手続に基づき、一人企業の定款の変更及び追加を行う。
  - (2) 一人企業の組織変更及び清算の決定を行う。
  - (3) 税金及びその他の義務的支払金を支払った後に残った一人企業の利益を、自身の裁量により使用する。

- (4) 一人企業に属する財産を譲渡し、賃貸し、担保として提供し、他の法人の定款資本に出資し、又はその他の方法によりその財産を処分する。
- 2 一人企業の所有者は、法令の定めにより、その他の権利を有する。
- 3 一人企業の所有者は、以下の義務を有する。
  - (1) 定款資本を形成する。
  - (2) 所有者に属する企業を、単独で経営する。
- 4 一人企業の所有者は、法令の定めにより、その他の義務を負う。

#### **第 16 条 一人企業の一時的な経営**

一人企業の所有者は、一時的に不在となる場合、その不在期間の代表者としての職務を他の自然人に委託する決定を、書面により行う。一人企業の所有者は、一人企業の財産の使用について、一時的な代表者の権利を制限することができる。

#### **第 17 条 所有者が一人企業代表者の職務を遂行できない場合**

所有者が死亡した場合、行為無能力となった場合若しくは行為能力が制限された場合又は所在不明と認められた場合、一人企業の経営は、民事法令及び一人企業の定款に基づき行われる。

### **第 4 章 一人企業における労働関係**

#### **第 18 条 一人企業の雇用者と被雇用者との相互関係**

一人企業（雇用者）と一人企業の被雇用者間の相互関係は、労働法令に基づく労働協定（契約）により規制される。

#### **第 19 条 一人企業における労働賃金**

- 1 一人企業は、法令に基づき、被雇用者に対する労働賃金、報奨金及び補償金の形式、体系及び金額を独自に定める。
- 2 一人企業の被雇用者の労働賃金は、労働協定（契約）により双方の合意に基づき定められるが、法令が定める最低賃金額以上でなければならない。

#### **第 20 条 一人企業の被雇用者の社会的保護**

- 1 一人企業は、法令が定める手続に基づき、企業の被雇用者に対し、労働安全性及び社会的保護措置を保障し、生命・健康への被害に対する責任を負う。
- 2 一人企業は、企業の被雇用者に対して、法令が定める労働条件及び社会経済的条件に比べてより有利な条件を定める権利を有する。

### **第 5 章 一人企業の活動の自由の保障**

#### **第 21 条 一人企業の財産の国有化及び収用の非許容性**

- 1 一人企業の財産は、法律の定める場合を除き、国有化の対象とならない。
- 2 一人企業の財産は、自然災害、事故、疫病、家畜流行病及びその他非常事態の場合を除き、収用の対象とはならない。当該財産が収用された場合、収用財産の市場価値相当が、一人企業の所有者に支払われる。

#### **第 22 条 一人企業の活動の自由**

- 1 一人企業は、法令に基づき、任意の種類 of 活動を行う。
- 2 一人企業は、自由に取引を行うことができる。

### **第 23 条 一人企業に対する優遇、優先権及び保障**

一人企業に対しては、法令により定められている企業主体に対する優遇、優先権及び保障が適用される。

### **第 24 条 一人企業課税の特則**

税金及びその他の義務的支払金の支払後の利益は、その所有者の裁量となり、課税の対象とはならない。

### **第 25 条 一人企業の活動の検査の制限**

- 1 一人企業の活動の検査は、法令が定める場合を除き、定められた手続に基づき、2年に1回以下の頻度で、監督機関が行うことができる。
- 2 小企業に該当する一人企業の財務・経済活動の計画検査は、4年に1回以下の頻度で、その他の一人企業については、3年に1回以下の頻度で、行われる。
- 3 新しく設立された小企業に該当する一人企業は、国家登記から2年間は、計画検査の対象とはならない。

## **第 6 章 雑則**

### **第 26 条 一人企業の統合**

複数の一人企業は、その権利及び利害関係を守るために、法律に基づき、協会（連合会）その他の合同体に統合することができる。

### **第 27 条 一人企業の譲渡**

- 1 一人企業の所有者は、財産複合体として一人企業を売却し、贈与し、遺贈し、又は他の方法によりその譲渡を行うことができる。
- 2 一人企業が譲渡される場合、社名、商標、シンボルマーク及びその他の当該一人企業の識別手段の利用権、並びに、製品、労務又は役務の利用権は、法令及び協定により他の条件が定められていない限り、新しい所有者に移行する。

### **第 28 条 一人企業の組織変更及び清算**

一人企業は、その所有者又は裁判所の決定により、法令が定める手続に基づき、組織変更又は清算することができる。

### **第 29 条 紛争の解決**

一人企業の設立、業務、組織変更及び清算に関連した紛争は、法令に定められた手続に基づき解決する。

### **第 30 条 一人企業法令違反の責任**

一人企業法令違反について有責の者は、定められた手続に基づき責任を負う。